

都道府県議会議員共済会 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

第 1 基本方針

都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において利用する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護を重要事項として位置づけ、管理体制、取扱規程等を整備し、特定個人情報等を安全かつ適正に取り扱うものとする。

第 2 関係法令、ガイドライン等の遵守

共済会は、個人情報保護に関する法令、特定個人情報等に関する法令、個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他関係法規を遵守する。

第 3 特定個人情報等の取扱い

(1) 特定個人情報等の取得、利用、保管、提供及び廃棄

特定個人情報等は、番号法に定められた事務に必要な範囲内で適正に取得、利用、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

(2) 安全管理措置の実施

共済会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために特定個人情報取扱規程を定め、安全管理措置を講ずる。また、職員等に特定個人情報等を取り扱わせる際には、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(3) 委託業務

特定個人情報等の取扱いについて、第三者に委託する場合には、特定個人情報等の保護について共済会と同等の水準を備えることを確認するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に必要かつ適切

な監督を行う。

(4) 継続的改善

共済会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針、特定個人情報取扱規程等を継続的に見直し、その改善に努める。